

証券コード 3967
平成30年5月7日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

株 式 会 社 エ ル テ ス
代表取締役社長 菅 原 貴 弘

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年5月23日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階 プラザホール
（前回臨時株主総会と株主総会会場が異なりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご来場ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第7期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項
議 案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://eltes.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- 従いまして、本招集ご通知の添付書類は監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://eltes.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしていません。

当連結会計年度の我が国のインターネット市場においては、スマートフォンの普及に合わせてソーシャルメディアの利用が社会基盤として定着しており、両者が相まって、F i n t e c hやシェアリングサービスとの連携も行われております。これに関連して、インターネット広告費が4年連続で二桁成長となる(電通「2017年日本の広告費」)等、市場拡大が継続しております。一方で、ソーシャルメディアでの消費者の行動や投稿を契機として企業が予期せぬリスクに晒される状況も引き続き増加しており、リスク管理体制の整備と強化が求められております。

インターネットの活性化に伴うレピュテーション被害のみならず、デジタルテクノロジーの発展に伴う副作用として発生した情報漏洩、内部不正、産業スパイ、金融犯罪、サイバーテロといった新たな領域は、企業の競争にも影響を与える重大な事象であり、このようなデジタルリスクに対するリスクマネジメントが急務となっております。

このような環境下、当社グループは「リスクを解決する社会インフラの創出」を経営理念として、情報デジタル化に起因するデジタルリスクを解決すべく、リスク検知に特化したビッグデータ解析技術を基に、企業を中心としたあらゆる組織が晒されるデジタルリスクを解決するためのソリューションを提供しております。

S N Sやブログ、検索サイトなどWe b上の様々なソーシャルメディアに起因するデジタルリスクに関連するサービスについては、豊富な実績とノウハウの蓄積を基に、他社との技術面や営業面での連携を強化し、既存顧客からの継続受注及び新規顧客からの受注の積み上げを行いました。一方で更なる拡販体制強化を図るため、営業組織体制と各種社内制度の見直しに取り組みましたが、移行に際して一時的な受注活動の遅れが生じたことにより、売上は当初見込みを下回ることになりました。

リスク検知に特化したビッグデータ解析技術を活かし、企業内のログデータ等多種多様なデータを統合的に分析し、情報漏洩などの企業リスクを検知する内部脅威検知サービスについては、アライアンス企業からの見込み顧客の流入が増加したことにより、契約数が堅調に積み上がり始めました。

当連結会計年度において設立した子会社においては、オープンデータを活用したリスク検知ノウハウと警備ノウハウを融合したサービスを展開し、国内のファッションショー、スポーツイベント等においてテスト導入等の実証実験を行い、本格稼働に向け人員配置を行いました。また、投資事業においては、ビッグデータ解析ノウハウや事業基盤を活かし、投資先企業の企業価値向上によるリターン獲得と投資先企業とのシナジー創出を行うため、デジタルリスクに関連する事業への投資事業を開始いたしました。

費用面に関しては、既存サービスにおけるリスク判定においてA Iによる自動判定の導入等による効率化を進める一方で、新規事業分野におけるサービス開発、子会社の設立及び会計システムのリプレイス等の経営基盤構築の費用を積極的に投下しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は1,608,416千円となり、営業利益は71,694千円、経常利益は71,877千円、親会社株主に帰属する当期純利益は31,904千円となりました。

なお、当社グループの報告セグメントはソーシャルリスク事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資額は80,565千円ですが、その主なものは社内利用ソフトウェアの購入費35,765千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、新株予約権の発行により34,800千円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の事項に対処すべき課題として取り組みを進めております。

① サービスの認知度向上

今後も高い成長性を維持していくために、当社グループでは費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

当社グループのサービスの認知度を上げるためには、デジタルリスクを社会に周知し、それらに応じた適切なマネジメントを促すことが重要であると考えております。

S N Sの利用率の増加に伴い、企業によるソーシャルメディアマーケティングも活性化しておりますが、同時にソーシャルメディアの有効活用のために、ソーシャルリスクに対する管理体制の整備運用が求められるなか、主力であるソーシャルリスク事業関連サービスの拡販には、企業を取り巻くソーシャルリスクを正しく理解していただくことが必要であると考えております。当社グループでは、通常の営業活動のほか、ソーシャルリスクに対する研究成果を各種メディアやWe b媒体などを通じて広く情報提供することにより、社会にリスクを周知し、それらに応じた適切なマネジメントを促す活動に、取り組んでおります。

② 新サービスの開発

当社グループが強みとするリスク検知に特化したビッグデータ解析によるソリューションには様々な可能性があると考えており、多様化するデジタルリスクに対応するため新規ビジネスの創出に取り組んでおります。

企業にとって重大な影響を与える組織内部の不正を検知するサービスについては、ログデータから内部不正の予兆を見つけ実行を阻止する事前検知型のアプローチを提供するなど、市場や顧客の潜在需要を予測し掘り起こすサービスの開発を継続的に行ってまいります。加えて、専門性を持ったパートナーとの連携を強化し、オープンデータとクローズドデータを組み合わせた検知システムサービスを提供し、テロや犯罪などの危機対応支援サービスに繋げてまいります。また、国内外におけるデジタルリスクに関連する事業及びその周辺事業への投資事業を開始しております。

今後のサービスの領域拡大を図り、既存クライアントに付加価値の提供を拡充し、新規クライアントの獲得を図り、優良なサービスを継続的に提供していく方針です。

③ 人材及び組織の強化

継続的に企業価値を高めていくため、業容拡大に向けた人材の強化が重要であると考えております。当社グループの事業は法人顧客が主となるため、コンサルティング部門や営業部門を更に強化していく必要があります。また、付加価値の高いサービス提供のため、ビッグデータ解析やインターネット関連の技術を持つ人員の安定的な確保も必要不可欠であります。そのため、採用による増員を行うと同時に、継続的な社員教育を行い、能力向上の機会を増やし、人材の育成及び強化を行ってまいります。

また、実力のある人材には積極的に責任のある役割を任せる等、人事制度の構築や権限委譲の促進による組織力の強化に取り組み、組織の活性化を図るとともに経営幹部候補の育成に努めてまいります。

人材の採用により組織規模が拡大することが見込まれるため、社内システムの充実やセキュリティの強化が重要であると考えており、これらの推進を引き続き実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移
企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第4期 平成27年2月期	第5期 平成28年2月期	第6期 平成29年2月期	第7期 (当連結会計年度) 平成30年2月期
売上高	649,119 千円	960,386 千円	1,379,977 千円	1,608,416 千円
営業利益又は 営業損失 (△)	△151,013 千円	135,144 千円	183,588 千円	71,694 千円
経常利益又は 経常損失 (△)	△153,154 千円	131,941 千円	170,014 千円	71,877 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	△118,662 千円	88,925 千円	104,027 千円	31,904 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△50.40 円	23.96 円	23.13 円	6.27 円
総 資 産	361,184 千円	1,187,006 千円	1,927,582 千円	1,801,944 千円
純 資 産	208,420 千円	977,859 千円	1,574,263 千円	1,640,967 千円
1株当たり純資産額	71.20 円	222.08 円	309.41 円	322.52 円

- (注) 1. 第7期より連結計算書類を作成しておりますので、第6期以前については、当社単体の数値を記載しております。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は、銭未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
4. 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算出に際しては、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
5. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
6. 平成28年7月30日付で普通株式1株を100株にする株式分割を、また、平成29年6月1日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行ったため、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
(株)エルテスセキュリティインテリジェンス	千円 90,000	% 100.0	リスク情報分析および 危機管理対応支援
(株) エ ル テ ス キ ャ ピ タ ル	10,000	100.0	企業・ファンド等への投資および 投資先支援等

(注) (株)エルテスセキュリティインテリジェンス及び(株)エルテスキャピタルは、平成29年8月22日に設立しております。

(7) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

当社グループは、情報デジタル化に起因するデジタルリスクを解決すべく、リスク検知に特化したビッグデータ解析によるソリューションを提供しております。

主要な事業は、ソーシャルメディアを中心としたWeb上の様々なメディアに起因するリスクに対して、コンサルティング及びモニタリングサービスを行うソーシャルリスク事業であります。

(8) 主要な営業所（平成30年2月28日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市

(9) 従業員の状況（平成30年2月28日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
90 (52)名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間平均雇用人員を（ ）内に外書きで記載しております。
2. 第7期（当連結会計年度）から連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,006 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年2月28日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 17,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,088,000株 |
| (3) 株主数 | 5,205名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
菅 原 貴 弘	1,183,200 株	23.25 %
株式会社TSパートナーズ	508,400	9.99
NTTインベストメント・パートナーズファンド 投資事業組合	166,600	3.27
株式会社電通	125,000	2.45
NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション 株式会社	120,000	2.35
株式会社マイナビ	83,200	1.63
池 田 弘	60,000	1.17
松井証券株式会社	60,000	1.17
日本証券金融株式会社	49,100	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	43,100	0.84

(注) 持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年6月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割し、これにより発行可能株式総数は17,600,000株に、発行済株式の総数は5,088,000株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年2月28日現在）

第3回新株予約権

- ・臨時株主総会決議の日 平成28年2月15日
- ・発行決議の日 平成28年2月15日
- ・払込金額 払込を要しない
- ・行使価格 1株当たり600円
- ・行使期間 平成30年3月1日から平成38年2月14日まで
- ・行使条件
 - a. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - b. 新株予約権を引受けた者が、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - d. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	200個	普通株式 40,000株	1名

(注) 当社は、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、また、平成29年6月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」は調整後の内容となっております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第4回新株予約権（平成29年8月21日取締役会決議）

新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり8,800円
新株予約権の行使価格	普通株式1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	平成31年6月1日～ 平成36年9月6日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、平成30年2月期から平成33年2月期までの有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益が、次の各号に掲げる各金額を超過した場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本第4回新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。 (a)平成30年2月期及び平成31年2月期のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合：行使可能割合20% (b)平成32年2月期及び平成33年2月期のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合：行使可能割合100% なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。 ② 本第4回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第4回新株予約権の行使を行うことはできない。 ③ 各本第4回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
割当先	当社代表取締役

②第5回新株予約権（平成29年8月21日取締役会決議）

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっています。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

新株予約権の数	400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり39,000円
新株予約権の行使価格	普通株式1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	平成31年6月1日～ 平成36年9月6日

新株予約権の行使の条件	① 当社から本第5回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第5回新株予約権を行使することができず、受託者より本第5回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第5回新株予約権者」という。)のみが本第5回新株予約権を行使できることとする。 ② 受益者は、平成30年2月期及び平成31年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第5回新株予約権を行使することができる。なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。 ③ 受益者は、本第5回新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④ 受益者が死亡した場合、その相続人は本第5回新株予約権を行使することができない。 ⑤ 本第5回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第5回新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥ 各本第5回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
割当先	辻・本郷税理士法人(注)

(注) 辻・本郷税理士法人は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日(平成31年6月1日)時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

③第6回新株予約権（平成29年8月21日取締役会決議）

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっています。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

新株予約権の数	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 160,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,000円
新株予約権の行使価格	普通株式1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	平成33年6月1日～ 平成36年9月6日

新株予約権の行使の条件	① 当社から本第6回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第6回新株予約権を行使することができず、受託者より本第6回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第6回新株予約権者」という。)のみが本第6回新株予約権を行使できることとする。 ② 受益者は、平成32年2月期及び平成33年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるソーシャルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合に限り、本第6回新株予約権を行使することができる。なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がソーシャルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。 ③ 受益者は、本第6回新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④ 受益者が死亡した場合、その相続人は本第6回新株予約権を行使することができない。 ⑤ 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥ 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
割当先	辻・本郷税理士法人(注)

(注) 辻・本郷税理士法人は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日(平成33年6月1日)時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	菅 原 貴 弘	(株)エルテスセキュリティインテリジェンス 取締役
取 締 役	松 林 篤 樹	管理部長 (株)エルテスセキュリティインテリジェンス 監査役
取 締 役	三 村 亨	損保ジャパン日本興亜総合研究所(株) 理事長
取 締 役	畑 山 卓 美	—
取 締 役	小 関 誠	—
常 勤 監 査 役	奥 山 成 美	—
監 査 役	本 橋 広 行	本橋公認会計士事務所 代表 (株)ステイト・オブ・マインド 取締役
監 査 役	高 橋 宜 治	(株)ワイズ・ステージ 会長

- (注) 1. 取締役 畑山 卓美氏、小関 誠氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 奥山 成美氏、本橋 広行氏及び高橋 宜治氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 畑山 卓美氏、小関 誠氏並びに監査役 奥山 成美氏、本橋 広行氏及び高橋 宜治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 奥山 成美氏、本橋 広行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役畑山 卓美氏、小関 誠氏は、平成29年5月25日付の定時株主総会において選任され、就任いたしました。
 6. 取締役三村 亨氏は、平成29年10月6日付の臨時株主総会において選任され、就任いたしました。
 7. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況	退任日	理由
紺 野 祐 樹	取締役 事業本部長	平成29年5月25日	辞任
羽 藤 秀 雄	社外取締役 住友電気工業(株) 常務執行役員	平成29年5月25日	辞任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役7名 66,300千円（うち社外3名 12,900千円）
 監査役3名 11,400千円（うち社外3名 11,400千円）

- (注) 1. 報酬支給取締役数には、平成29年5月25日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名及び社外取締役1名を含みます。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成29年10月6日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役本橋 広行氏は、本橋公認会計士事務所の代表であり、(株)ステイト・オブ・マインド取締役であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

監査役高橋 宜治氏は、(株)ワイズ・ステージの会長であります。当社と兼職先との間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	畑 山 卓 美	平成29年5月25日就任以降に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。金融業界における豊富な知見及びコンサルタントとしての幅広い経験を活かし、客観的視点から、経営判断や意思決定に必要な発言を積極的に行っております。
取 締 役	小 関 誠	平成29年5月25日就任以降に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。保険業における豊富な経験及び経営者としての幅広い見識を活かし、客観的視点から、経営判断や意思決定に必要な発言を積極的に行っております。
監 査 役	奥 山 成 美	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての知見と経験を活かし、ガバナンス上の課題や適切な内部統制構築の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。
監 査 役	本 橋 広 行	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての知見と経験を活かし、組織構築やガバナンス上の課題解決の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。
監 査 役	高 橋 宜 治	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適切な組織運営の見地から、経営判断や意思決定について適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制に係る基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通して、取締役の職務執行が、法令、定款及び諸規程等に適合することを確保いたします。取締役及び従業員は、企業倫理の確立ならびに取締役及び従業員による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。また、推進体制として「コンプライアンス委員会」を設置し、研修及び点検等を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。内部監査において法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報について、適正に記録し、諸規程に基づき、文書または電磁的記録により適切な保存・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。経営をめぐる各種リスクについての総括的管理体制として「リスクマネジメント委員会」を設置し、各種リスクへの対応状況を検討し定期的な評価と新たなリスクの特定を行い、対応策を実施することによりリスク低減を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。経営に重大な影響を与える危機が発生した場合は、代表取締役社長を責任者とした対策本部を設置し、損失を最小限に抑えようとするとともに早期の回復に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議及び決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議及び評価を行います。

取締役の職務の執行の効率性を確保するため、取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化いたします。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社子会社は、諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、定期的または臨時に内部監査を実施し、内部統制の整備運用を推進し、改善策の指導、実施の支援及び助言等を行います。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関わる事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合、補助する業務内容に応じて適切な人材と人員を選出します。当該従業員については、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するために、監査補助業務については監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。
また、当該従業員は監査補助業務を他の業務に優先して従事するものとし、当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を要するものとします。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、監査役が出席する取締役会その他重要な会議を通して、経営、財務及びコンプライアンスの状況、事業の進捗状況、経営の重要事項を定期的に報告します。取締役及び従業員は、その職務遂行に関して不正行為、法令または定款に違反する重大な事実の発生、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合、直ちに監査役会に報告します。
監査役は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができるものとし、報告を求められた取締役及び従業員は遅滞なく監査役に報告します。また、当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の取締役及び従業員と同様に、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生等があった場合には、直ちに監査役会に報告するものとします。当社の監査役は、必要に応じて子会社の取締役及び従業員に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、子会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができるものとします。
- ⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報規程を策定し、役員及び従業員等が内部通報制度を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な合理的根拠にもとづき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、緊急または臨時に支出した費用等についても、当社が事後的に負担するものとし、なお、監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用等について、予め予算を計上できるものとし、ます。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監督するものとし、ます。また、監査役は、弁護士や公認会計士等の外部専門家ならびに内部監査部門等と緊密な連携を図るとともに、代表取締役社長との間で監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催しております。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のために「財務報告に係る基本方針」を定め、これに基づく内部統制の整備運用を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、有効性向上のための取り組みを行います。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制に係る基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

- ① 取締役の職務の執行について

経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的に開催し、取締役の職務執行の監督を行うとともに、活発な意見交換と審議の充実に努めました。また、2名の社外取締役が在籍しており、適宜忌憚のない意見を述べることで経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、当事業年度においては、取締役会を18回開催しております。

② リスク管理体制について

総括的管理体制として「リスクマネジメント委員会」を定期的に開催し、各種リスクへの対応状況を検討し、定期的な評価と新たなリスクの特定を行うとともに、リスクの早期発見と未然防止のため、各部門との情報及び意見の共有を行いました。また、社外監査役及び顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設置しております。

③ コンプライアンス体制について

コンプライアンスへの理解を深め、健全な業務執行環境を構築するため、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、知的財産等について定期的に研修を行い、法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図りました。

④ 監査役の職務の執行について

株主総会、取締役会に出席するほか、監査役会において定めた監査計画に基づき、重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役や幹部社員との面談、従業員への質問等により、監査を実施しました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密に連携し、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

⑤ 内部監査の実施について

「年度監査計画書」に基づき、全部門を対象に、コンプライアンス遵守の状況について重点的に監査を行うことを方針として実施しております。年間を通じて、組織構造の変化に柔軟に対応して監査及び指摘事項の改善確認を行うとともに、監査役と定期的な情報及び意見の交換を行い、相互連携の強化に努めました。

⑥ その他

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定し、これに基づき内部統制の整備、運用及び評価に努めました。

反社会的勢力排除に向け、取引先との間で締結する契約書などに反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、定期的な従業員研修によりその内容の周知徹底を図りました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部                   |           |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
| 流 動 資 産           | 1,458,295 | 流 動 負 債                   | 155,967   |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,228,820 | 買 掛 金                     | 13,724    |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 176,710   | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 9,996     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 13,958    | 未 払 法 人 税 等               | 6,523     |
| そ の 他             | 42,131    | そ の 他                     | 125,723   |
| 貸 倒 引 当 金         | △3,324    | 固 定 負 債                   | 5,010     |
| 固 定 資 産           | 342,668   | 長 期 借 入 金                 | 5,010     |
| 有 形 固 定 資 産       | 71,579    | 負 債 合 計                   | 160,977   |
| 建 物 附 属 設 備       | 63,078    | 純 資 産 の 部                 |           |
| そ の 他             | 8,500     | 株 主 資 本                   | 1,606,167 |
| 無 形 固 定 資 産       | 87,168    | 資 本 金                     | 751,078   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 87,108    | 資 本 剰 余 金                 | 727,528   |
| そ の 他             | 59        | 利 益 剰 余 金                 | 127,560   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 183,920   | 新 株 予 約 権                 | 34,800    |
| 投 資 有 価 証 券       | 64,176    |                           |           |
| 敷 金               | 116,634   |                           |           |
| 繰 延 税 金 資 産       | 3,028     |                           |           |
| そ の 他             | 421       |                           |           |
| 貸 倒 引 当 金         | △340      |                           |           |
| 繰 延 資 産           | 980       | 純 資 産 合 計                 | 1,640,967 |
| 資 産 合 計           | 1,801,944 | 負 債 純 資 産 合 計             | 1,801,944 |

# 連結損益計算書

(平成29年 3 月 1 日から)  
(平成30年 2 月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 1,608,416 |
| 売上原価            |        | 626,140   |
| 売上総利益           |        | 982,275   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 910,580   |
| 営業利益            |        | 71,694    |
| 営業外収益           |        | 1,506     |
| 受取利息            | 12     |           |
| 保険解約返戻金         | 1,462  |           |
| その他             | 31     |           |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 202    |           |
| 投資事業組合運用損       | 822    |           |
| その他             | 300    | 1,324     |
| 経常利益            |        | 71,877    |
| 特別利益            |        |           |
| 固定資産売却益         | 856    | 856       |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 72,733    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 36,276 |           |
| 法人税等調整額         | 4,553  | 40,829    |
| 当期純利益           |        | 31,904    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 31,904    |

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 3 月 1 日から  
平成30年 2 月28日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |           |
|---------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高           | 751,078 | 727,528   | 95,656    | 1,574,263 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 31,904    | 31,904    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | —         | 31,904    | 31,904    |
| 当 期 末 残 高           | 751,078 | 727,528   | 127,560   | 1,606,167 |

|                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 当 期 首 残 高           | —         | 1,574,263 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |           | 31,904    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 34,800    | 34,800    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 34,800    | 66,704    |
| 当 期 末 残 高           | 34,800    | 1,640,967 |

## 貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
| 流動資産      | 1,398,276 | 流動負債          | 154,050   |
| 現金及び預金    | 1,170,506 | 買掛金           | 13,724    |
| 受取手形      | 101       | 一年内返済予定の長期借入金 | 9,996     |
| 売掛金       | 175,745   | 未払金           | 26,512    |
| 前払費用      | 40,609    | 未払費用          | 56,310    |
| 繰延税金資産    | 13,958    | 未払法人税等        | 6,422     |
| その他の他     | 681       | 前受金           | 12,142    |
| 貸倒引当金     | △3,326    | 預り金           | 6,049     |
| 固定資産      | 437,941   | その他の他         | 22,892    |
| 有形固定資産    | 70,922    | 固定負債          | 5,010     |
| 建物附属設備    | 62,421    | 長期借入金         | 5,010     |
| 工具、器具及び備品 | 8,500     | 負債合計          | 159,060   |
| 無形固定資産    | 87,168    | 純資産の部         |           |
| ソフトウェア    | 87,108    | 株主資本          | 1,642,357 |
| その他の他     | 59        | 資本金           | 751,078   |
| 投資その他の資産  | 279,851   | 資本剰余金         | 727,528   |
| 投資有価証券    | 34,178    | 資本準備金         | 727,528   |
| 関係会社株式    | 100,000   | 利益剰余金         | 163,749   |
| 関係会社長期貸付金 | 30,000    | その他利益剰余金      | 163,749   |
| 敷金        | 112,563   | 繰越利益剰余金       | 163,749   |
| 破産更生債権等   | 367       | 新株予約権         | 34,800    |
| 長期前払費用    | 54        | 純資産合計         | 1,677,157 |
| 繰延税金資産    | 3,028     | 負債純資産合計       | 1,836,217 |
| 貸倒引当金     | △340      |               |           |
| 資産合計      | 1,836,217 |               |           |

# 損 益 計 算 書

(平成29年 3 月 1 日から  
平成30年 2 月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額    |           |
|------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                  |        | 1,606,886 |
| 売 上 原 価                |        | 626,140   |
| 売 上 総 利 益              |        | 980,745   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |        | 872,987   |
| 営 業 利 益                |        | 107,757   |
| 営 業 外 収 益              |        | 1,506     |
| 受 取 利 息                | 12     |           |
| 保 険 解 約 返 戻 金          | 1,462  |           |
| そ の 他                  | 31     |           |
| 営 業 外 費 用              |        |           |
| 支 払 利 息                | 200    |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損      | 822    | 1,322     |
| そ の 他                  | 300    |           |
| 経 常 利 益                |        | 107,941   |
| 特 別 利 益                |        | 856       |
| 特 定 資 産 売 却 益          | 856    |           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益        |        | 108,798   |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 36,151 | 40,704    |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 4,553  |           |
| 当 期 純 利 益              |        | 68,093    |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |               |              |             |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|---------------|--------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金     |              | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金      | 利益剰余金<br>合 計 |             |
|                         |         |           |              | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |             |
| 当 期 首 残 高               | 751,078 | 727,528   | 727,528      | 95,656        | 95,656       | 1,574,263   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |               |              |             |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              | 68,093        | 68,093       | 68,093      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |           |              |               |              |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | —            | 68,093        | 68,093       | 68,093      |
| 当 期 末 残 高               | 751,078 | 727,528   | 727,528      | 163,749       | 163,749      | 1,642,357   |

|                         | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 当 期 首 残 高               | —         | 1,574,263 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |
| 当 期 純 利 益               |           | 68,093    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | 34,800    | 34,800    |
| 当期変動額合計                 | 34,800    | 102,893   |
| 当 期 末 残 高               | 34,800    | 1,677,157 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月10日

株式会社エルテス  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 杉 田 純 印  
業務執行社員  
代 表 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人 印  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 道 明 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エルテスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルテス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月10日

株式会社エルテス  
取締役会 御中

## 三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 杉 田 純 ㊞  
業務執行社員代 表 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井 上 道 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルテスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月12日

株式会社エルテス 監査役会

常 勤 監 査 役 奥 山 成 美 ㊟  
(社 外 監 査 役)

監 査 役 本 橋 広 行 ㊟  
(社 外 監 査 役)

監 査 役 高 橋 宜 治 ㊟  
(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため取締役2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略 歴、 地 位、 担 当<br>及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | (再任)<br>菅 原 貴 弘<br>(昭和54年12月23日生)               | 平成16年 4 月 旧㈱エルテス設立代表取締役<br>平成24年 4 月 当社設立代表取締役社長(現任)<br>平成29年 8 月 ㈱エルテスセキュリティインテリジェンス取締役(現任)<br>選任理由 当社設立時より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の責任者として実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。                                                                           | 1,183,200株          |
| 2          | (再任)<br>まつばやし あつ き<br>松 林 篤 樹<br>(昭和44年10月14日生) | 平成 5 年 4 月 大倉商事㈱入社<br>平成16年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所<br>平成26年 7 月 当社入社取締役管理部長(現任)<br>平成29年 8 月 ㈱エルテスセキュリティインテリジェンス監査役(現任)<br>選任理由 公認会計士としての豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営管理の責任者として実績を有していることから、引き続き取締役候補者としております。                                        | 43,900株             |
| 3          | (再任)<br>み む ら とおる<br>三 村 亨<br>(昭和30年12月26日生)    | 昭和54年 4 月 大蔵省(現 財務省)入省<br>平成23年 7 月 近畿財務局長<br>平成26年 7 月 防衛省経理装備局長<br>平成27年10月 防衛省防衛審議官<br>平成28年 9 月 損保ジャパン日本興亜総合研究所(㈱)理事長(現任)<br>平成29年10月 当社取締役(現任)<br>選任理由 インテリジェンス領域における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの知見を当社グループの経営基盤強化と事業拡大に活かして頂くため、引き続き取締役候補者としております。 | 一株                  |
| 4          | (再任)<br>はたやま たかよし<br>畑 山 卓 美<br>(昭和24年 6 月20日生) | 昭和48年 4 月 日本銀行入行<br>平成12年 8 月 デロイトトーマツコンサルティング(㈱) (現 アビームコンサルティング(㈱))顧問<br>平成29年 5 月 当社取締役(現任)<br>選任理由 コンサルタントとして、企業経営やセキュリティ領域に関する高度な専門知識と幅広い見識を有していることから、これらの知見を当社グループの経営基盤強化と事業拡大に活かして頂くため、引き続き取締役候補者としております。                                      | 一株                  |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                             | 略 歴、地 位、担 当<br>及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5          | (新任)<br>まるおか よしと<br>丸 岡 吉 人<br>(昭和33年1月7日生)  | 昭和59年4月 (株)電通入社<br>平成24年4月 同社IPR局長<br>平成26年7月 同社マーケティングソリューション局長<br>平成28年1月 同社デジタルマーケティングセンター長<br>平成28年7月 (株)電通デジタル代表取締役社長(兼)チーフオペレーティング<br>オフィサー<br>平成29年3月 (株)電通 電通総研所長(現任)<br>平成30年4月 跡見学園女子大学マネジメント学部 教授(現任)<br>選任理由 広告・マーケティング業界における豊富な経験とデジタル<br>領域に関する幅広い見識を有していることから、これら<br>の知見を当社グループの経営基盤強化と事業拡大に活かして<br>頂くため、取締役候補者としております。                                                                           | 一株              |
| 6          | (新任)<br>かねしげ よしゆき<br>金 重 凱 之<br>(昭和20年4月5日生) | 昭和44年4月 警察庁入庁<br>平成11年1月 警察庁警備局長<br>平成14年5月 東京都 危機管理担当参与<br>平成15年5月 (株)国際危機管理機構代表取締役社長<br>平成25年4月 一般社団法人ニューメディアリスク協会会長(現任)<br>平成27年8月 タマホーム(株)取締役(現任)<br>平成29年8月 (株)エルテスセキュリティインテリジェンス代表取締役(現任)<br>平成29年9月 (株)国際危機管理機構取締役(現任)<br>選任理由 危機管理における豊富な経験と幅広い見識を有している<br>ことから、これらの知見を当社グループの経営基盤強化と<br>事業拡大に活かして頂くため、取締役候補者としております。                                                                                    | 一株              |
| 7          | (再任)<br>お ぜ 誠<br>小 関 誠<br>(昭和26年5月15日生)      | 昭和50年4月 三井造船(株)入社<br>昭和50年10月 A I U保険会社入社<br>平成9年1月 同社常務執行役員<br>平成16年7月 A I Gスター生命(株)専務取締役<br>平成18年4月 チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー 日本におけ<br>る代表者<br>平成22年7月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス(株)(現<br>A I G ジャパン・ホールディングス(株))取締役専務執行役員<br>平成25年4月 A I U損害保険(株)代表取締役社長<br>平成28年12月 同社代表取締役副会長<br>平成29年5月 当社取締役(現任)<br>選任理由 保険業における長年の経験及び経営者としての幅広い見<br>識を有していることから、これらの知見を社外取締役とし<br>て、当社グループの経営に活かして頂くため、引き続き取<br>締役候補者としております。 | 一株              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 小関 誠氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をも  
って1年となります。

3. 当社は、小関 誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。小関 誠氏の選任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
プラザホール（霞が関ビルディング1階）
- 交 通
- ・東京メトロ銀座線 「虎ノ門」 駅下車  
11番出口より徒歩約2分
  - ・東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」 駅下車  
A13番出口より徒歩約5分
  - ・会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。

